

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、この法律に基づき、健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告し、公表することとなりました。

南大隅町の令和3年度財政健全化判断比率・資金不足比率について、下記のとおり公表します。

### 1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	10.2 (25.0)	— (350.0)

※ 赤字がないため、実質赤字比率と連結赤字比率は「—」と表示しています。

※ 国の定める早期健全化基準を括弧内に記載しています。

### 2. 資金不足比率について

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

※ 国の定める経営健全化基準は20.00%です。

南大隅町の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の定める基準内にはありますが、今後とも行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

## 用語の解説

### 1. 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合  
(標準財政規模＝標準税収入等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額)

### 2. 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する割合

### 3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

### 4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

### 5. 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合

### 6. 早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画等の策定等が義務づけられます。(平成20年度決算より適用)